

「大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）」

創設と、申請手続き開始のお知らせ」

農林水産省新事業・食品産業部食品製造課

この度の令和 8 年度税制改正にて、高付加価値な国内設備投資を促進する目的として、大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）が創設されました。7 月 31 日付で関係法令を施行し申請手続きを開始いたしましたのでご報告いたします。

この制度は我が国企業による大規模かつ高付加価値な国内投資を促進し、産業競争力の強化を図るために創設されたものです。

令和 11 年 3 月 31 日までに産業競争力強化法に基づく確認を受け、その日から 5 年以内に設備投資を行うことで、建物を含む設備投資について即時償却または税額控除の適用を受けることができます。

原則全ての業種を対象に、投資利益率 15%以上かつ投資下限額 35 億円（中小企業者等は 5 億円）以上の投資計画に含まれる対象設備（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア）に対し、即時償却または税額控除 7%（建物、建物附属設備及び構築物は 4%）を予見可能性のある長期間～計画提出期間 3 年（2029 年 3 月まで）、措置期間最大 5 年（2034 年 3 月まで）～措置するとともに、予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応する事業者については繰越税額控除（3 年間）を可能とします。上記要件に該当する投資を検討される事業者様には、活用のご検討をと考えております。制度についての不明点等ございましたら、以下のお問合せ先にご連絡ください。

【本税制全般に関するお問い合わせ先】

大胆な投資促進税制サポートセンター

電話：0570-093-930

（平日 9 時 00 分から 17 時 30 分まで（土・日・祝日、年末年始を除く））

【個別申請関係のお問合せ先】

関東経済産業局 地域経済部 企業立地支援課

電話：048-600-0268

（平日 9 時 00 分から 12 時 00 分まで、13 時 00 から 17 時 00 分まで（土・日・祝日、年末年始を除く））

メール：bzl-kanto-daitanTax@meti.go.jp

※なお、当局あてメールでのお問い合わせの際は、メール件名に、「【問い合わせ】（件名）」と記載ください。

大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）

【関連 HP】

●制度の概要

[大胆な投資促進税制（METI/経済産業省関東経済産業局）](#)

●申請について（地方経済産業局 窓口の問い合わせ先も記載がございます）

[大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）（METI/経済産業省）](#)

[「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が閣議決定されました（METI/経済産業省）](#)